

令和6年10月29日

香芝市長 三橋和史 様

香芝市議会議長 川田 裕

【 質問者： 中井 政友 】

質 問 状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答して下さい。

令和6年9月議会で県域水道企業団規約が議会可決されました。今後について御質問させていただきます。

- 1 水道事業において 何が市町村の仕事で残りますか。
- 2 今後、市の財源でやることは何かありますか。
- 3 市の水道ビジョンは、どうなりますか。
- 4 企業団の情報公開は、どうなりますか。
- 5 住民参加・住民の意見反映のルートは検討されていますか。
- 6 企業団の運営協議会・企業団議会の情報を、市議会で報告されますか。
- 7 公園、墓地の水道料金は、現在どうなっているのか。企業団設立後は、それらの水道料金は、どのように扱われますか。

以上

香業第125号

令和6年11月29日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 三橋 和史



質問状に対する回答書の送付について

令和6年10月29日付け中井政友議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

中井政友議員提出の文書質問に対する回答書

1 について

水道事業に関する事務は、原則として市町村に残らない。

2 について

お尋ねの「今後、市の財源でやること」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

3 について

本市の「地域水道ビジョン」は、本市における水道事業の目指すべき方向性を示したものであるため、そのまま企業団に引き継がれるものではない。

本市を含む奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における水道事業の目指すべき方向性については、企業団において改めて示されるものと思われる。

4 について

企業団における情報公開については、企業団で制定される条例等に基づいて適切に行われるものとする。

5 について

お尋ねの「住民参加・住民の意見反映のルート」の意味するところが必ずしも明らかではないが、企業団には、経営上の重要事項等をその構成団体の全ての長が協議する場として運営協議会が設置され、また、企業団の意思決定機関として企業団議会が設置され、企業団議会の議員は企業団構成団体の全ての議会から選出されることとなり、住民の意見が反映される体制が整備されている。

6 について

お尋ねの「企業団の運営協議会・企業団議会の情報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、企業団の運営協議会や議会については、令和6年9月香芝市議会定例会においてお示しした「奈良県広域水道企業団規約」や「奈良県広域水道企業団基本計画」に記載されているとおりである。

7について

本市における公園や墓地の水道料金に関しては、現在は水道料金の一部を免除する制度の適用を受けている場合があるが、奈良県広域水道企業団設立準備協議会においては、三橋市長の就任前である令和6年5月の時点で既に当該制度を廃止することが決定されていた。

ただし、令和8年3月までに限り、本市の負担により当該制度を継続させることが認められており、本市としてはその期限まで当該制度を継続していく方針である。